

第 15 回

学校教育審議会会議録

交野市教育委員会

1. 開 会 令和3年3月29日（月）午後5時45分
2. 閉 会 令和3年3月29日（月）午後7時15分
3. 出席委員 富田 明德会長・巽 憲次郎副会長・加藤 勤委員・中山 尚美委員・市岡 伊佐男委員・大塚 弘治委員・野地岡 裕之委員・清水 崇之委員・楠田 昌弘委員・駒路 和美委員・中原 祥行委員・藤丸 一郎委員・九門 りり子委員・中西 隆清委員・山口 五十一委員
4. 事務局 大湾 喜久男教育次長兼教育総務室長・和久田 寿樹学校教育部長・足立 多恵学校教育部長・西井 大介教育総務室長代理・今井 靖志学校教育部長次長・本多 章博生涯学習推進部次長・花田 睦美学務保健課長・大隅 昌之指導課長・仁木 裕美まなび未来課長・栗田 康子まなび未来課長代理・富岡 鉄太郎まなび未来課・森 真奈美教育総務室
5. 案件事項
1. 交野市立第三中学校区及び交野市立第四中学校区の学校適正配置の方向性について
 2. 第一中学校区における学校区と地区の境界が一致していない地域について
 3. その他

6. 議事内容

会長

みなさまこんにちは。ただ今から、第15回交野市学校教育審議会を開催いたします。

次第に従いまして、議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、議事に入ります前に、事務局に、本日の委員の出席状況を報告させていただきます。

事務局

本日の審議会の委員の出席状況をご報告いたします。

本日の出席委員は16名中、15名の委員に出席していただいておりますので、交野市学校教育審議会条例第7条第2項の規定により、半数以上の出席がありますことから、本会議が成立していることをご報告いたします。

会長

次に、本日のこの会議でございますが、交野市会議の公開に関する指針に基づき、公開にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし

会長 異議がないようですので、公開にしたいと思います。事務局、傍聴希望者はおられますでしょうか。

事務局 1名おられます。

会長 本日、1名の傍聴希望がございますので、許可したいと思います。事務局、準備をお願いします。

それでは、案件（1）「交野市立第三中学校区及び交野市立第四中学校区の学校適正配置の方向性について」に移りたいと思います。

第三中学校区と第四中学校区の学校適正配置については、前回の審議会にて、大まかな方向性の共有ができたかと思っておりますので、本日は、その方向性を確認し、取りまとめを行いたいと考えています。

審議に入る前に、まずは事務局から前回の振り返り等の説明を受けたいと思います。事務局、お願いします。

事務局 はい。はじめに、第三中学校区の学校適正配置の方向性について、これまでの審議内容の確認をさせていただきます。

前回までの審議会では、第三中学校区の学校適正配置について、現在の第三中学校敷地にて、第三中学校区内の3小1中を統合する小中学校統合案（11）が望ましいのではないかと、とのご審議をいただいております。

しかし、統合後の学校の規模を考えると、すぐに実施することは難しいと考えられるため、最終的に小中学校統合案（11）の学校配置になるまでの間、小学校の小規模化等に対応するための一時的な学校配置等について、どのような可能性が考えられるのか、前回の審議会でご審議いただきました。

スライドには、前回の審議会の皆様からいただいたご意見を記載しておりますので、紹介させていただきます。小中学校統合案（11）になるまでの一時的な学校配置として、星田小学校区を分けたり、学校統合で星田小学校がなくなるような配置案は地域としては受け入れにくい、とのご意見や、学校施設が危険であれば仕方がないが、そうでないならば、安全を確保しつつ3小学校を残した方がいいとのご意見がありました。

これらのご意見の趣旨は、最終的に小中学校統合案（11）の配置で、学校区が一つになるのに、その前に一時的な統合等で、子どもたちのつながりが壊れることや、地域が分かれることは望ましくないというものでした。このようなご意見を踏まえて、前回の審議会では、第三中学校区の学校適正配置の方向性として、スライドに記載の①②の二点をご確

認いただきました。

①は、現状の3小1中を維持しつつ、小中学校統合案（11）が可能になった段階で統合を行うことが望ましいこと。

②は、学校施設の老朽化や児童生徒数の推移によっては、可能であれば早めに統合することも考えられること、の2点です。

また、第三中学校横の大池については、市の所有地ではなく財産区の所有地であることなどから、活用に向けては今後庁内外での調整が必要であり、現時点で活用を約束できるものではありませんが、小中学校統合案（11）を進めていく中で、隣接地の活用とのご意見をいただくことになれば、その活用に向けて調整等をすすめていきたいとのご説明をさせていただいておりました。

第三中学校区については以上です。

続いて、第四中学校区の学校適正配置の方向性について、これまでの審議内容の確認をさせていただきます。

前回までの審議会では、望ましい配置案を絞り込むため、特に課題が大きいと考えられるデメリットについてご審議いただいております。審議では、通学距離が長くなりすぎる配置案は望ましくないとのご意見や、藤が尾小学校を学校統合すると、学校規模が大きくなりすぎるため、藤が尾小学校の統合は困難だろう、といったご意見がありました。

このようなご意見を踏まえて、審議会の中で配置案の絞り込みを行っていただいた結果、望ましい学校適正配置案の候補は、前回の審議会までに、スライド右側に記載の、岩船小学校と私市小学校を統合する学校統合案（8）と、岩船小学校・私市小学校・第四中学校を統合する小中学校統合案（3）、藤が尾小学校区を新しい中学校区として第四中学校区から分離させる校区変更案（1）（2）（4）の、合計5つの配置案に絞られました。

これを受けて、前回の審議会では、5つの配置案をもとに、第四中学校区の望ましい学校適正配置案について再度ご審議いただきました。その結果、前回の審議会では、スライドに記載のように、校区変更案については、「今後、生徒数が減っていくことを考えると、中学校区は分けられない方が良く思う。」とのご意見や、「住宅開発の影響で児童生徒数が増えるのであれば、中学校区を分けてもよいのではないか。」とのご意見がありました。

また、小中学校統合案（3）については、「藤が尾小学校の卒業生だけが、中学校から小中一貫教育実践校に行く小中学校統合案（3）は望ましくないと思う。」とのご意見がありました。

このようなご意見を踏まえて、前回の審議会では、今後住宅開発の影響等により、岩船小学校が小規模化しない場合には、現状の学校配置を維持すること、また、岩船小学校が小規模化する場合には、学校統合案

(8)を基本としつつ、藤が尾小学校区や第四中学校区の児童生徒数次第では、校区変更案も再考する可能性があること、という2パターンに分けて、第四中学校区の望ましい学校適正配置の方向性を取りまとめていただきました。

案件(1)についての説明は以上です。

会長

ありがとうございました。

ただいま事務局からご説明いただきましたとおり、前回の審議会では、第三中学校区及び第四中学校区の学校適正配置について、大まかな方向性を取りまとめることができたのではないかと思います。

本日につきましては、この方向性をもう一度確認しながら、言い忘れたことなどがあれば、ご意見を出していただくというかたちで進めさせていきたいと思っております。

まずは、第三中学校区です。第三中学校区については、これから事務局の方で地域懇談会も行う予定ということですので、最終的には地域懇談会で出されたご意見なども踏まえて、我々も最終的な方向性を出していきたいと思っておりますが、まず我々のこの前の協議の中でまとめられた方向性は、まず、小中学校統合案(11)がやはり最終的なかたちとして望ましいだろうということが確認されています。ただ、すぐにはそこに到達しないということで、小中学校統合案(11)が実現可能になる時期までは、さまざまな案も検討したけれども、途中で一部を統合等を行うことによって、地域と子どもたちが分断されてしまうようなことがあったり、様々な課題があるということで、小中学校統合案(11)が可能になるまでは、現状の3小学校と1中学校を維持していくということで。当然、そうなりますと老朽化してきますので、老朽化への対応については、必要な改修を行っていくというあたりを、まず確認させていただきたいと思っております。

加えて、もし小中学校統合案(11)になる場合には、そばにある大池は市の所有ではないんですけれども、そのあたりの活用を視野に入れて調整していただくというふうな方向性であったと思っております。このあたりはみなさまご賛同いただけますでしょうか。

委員

最終のかたちが小中学校統合案(11)になったときに、統合した小中一貫校を大池のところに建てるということに関して、ハザードマップが大阪府で完成されまして、それについては、だいたい5分以内に2階まで浸水するようなもので、本当に降るかわからないですけれども、最大降水量になった場合という条件付きで、そういうものが各戸にパンフレットが配布されて届くようなところまできているんです。それから、溜池が今利権者がいないような状況になったので、水位を減らしたり、

堤防の耐震診断をしたりしているんですけども、実際に雨が降ったら今現状でも水位が1日、2日後には溜まっているんです。下には住宅がたくさん建っているので、学校の問題以外に池を将来どうするか、ということもひとつのテーマになってきますので。農業で使ってきた溜池を、将来の子どものために教育の場にするということが、地元でもそういう話が少し、所有者である財産区のあたりでも。学校の問題と、地域の溜池をどうするかという問題と関連して話を進めているところです。

ですから、第三中学校の横に小中学校統合案（11）みたいなかたちをやっていけば、池の将来もある程度地域懇談会をやるときも、学校だけの問題で池をつぶすのではなく、池の活用についても話ができるのではないかというふうに思っております。

もうひとつ、第三中学校区については、小学校3校については小中学校統合案（11）でいいんですけども、ひとつは星田北7丁目の、今住んでる人が少ないところからたくさんの方が藤が尾小学校に通うということについて、やっぱり、近いところに星田小学校があるのに藤が尾小学校に通うということについて、通学路の課題があって。今、柵のない歩道のところには柵を設置していただいたり、ということで事前に安全策はとっていただいているんですけども、今までの倍以上の子どもたちが一定時間内に登校しますので、そのあたりの説明が、懇談会のほうでは質問が出てくるのではないかな、と思います。

星田小学校、妙見坂小学校、旭小学校の将来の方向性はそのとおりの方向性で、将来をみていくということでもいいんですけども、新しく開発されるところで、藤が尾小学校へ通うということになったときの通学路の課題が懸念されるということが、前回の審議会以降に出ているので。当然、柵をしたり多くの児童が渡るというときに既存の住宅地の新星田自治会のところの、星田小学校の通うということになっている部分、なぜ星田小学校に通うことになったか、ということのいきさつが、多くの子どもたちが大きい道路を渡るのが危険だということであらうふうになっていると聞いているので。この機会にこういう動きがあったので、少し話をさせていただきました。

会長

前半部分で溜池のお話をいただきました。溜池が危険になってきているという。

委員

用水掃けといって、出口のところの水位が上がらないような改良工事をやるということは決まっているんですけども。当面の安全のためには方策を練らないといけないんですけども、最終的には溜池をどうにかしないといけないという話を地元でも論議しているところです。

会長 第三中学校区は小中学校統合案（11）というかたちでやっていこうということですがけれども、加えて溜池の水害や地震などの安全面からも、できたら溜池を活用していく方向を出してほしいということですね。

委員 はい。

会長 後半の校区の部分については、そういうご意見があるということで伺っておきたいと思います。

いかがでしょうか。この方向でよろしいでしょうか。

それでは、第四中学校区の審議に入りたいと思います。第四中学校区が一番大きな課題は、岩船小学校の小規模化であり、それに伴って藤が尾小学校を第四中学校区から独立させて新たな小中一貫校に、というかたちなどいろいろあって、この間議論をしてきたんですけれども、前々回ぐらいから岩船小学校ももしかすると小規模化しないかもしれない、という住宅開発の話も出てきて、それに伴った議論が進められてきたところです。

岩船小学校が小規模化しない場合には、現状の学校配置を維持する、ということが方向性として出ております。それから、もし小規模化する場合には、あまり大きな統合ではなくて、学校統合案（8）を基本として考えて、私市小学校と岩船小学校の統合を中心として考える、というようなことで、だいたいの合意がこの前取れたと思います。

藤が尾小学校区の動きがどうなるのか、また、第四中学校区も児童生徒数が今後減少してくる中で、わざわざ中学校区を2つに分けてしまうということはあまりよくないのではないかと。それに、小中一貫校をつくるということはかなり先の話になりそうだとということもございますので、そのあたりは様子を見ていきたいというようなかたちの取りまとめになっております。時期的なものもございまして、今後人口動態が少しずつ予測が変わってきているところもありますので、もう少し先を見ながら、その段階で校区変更案を再考する、ということも視野に入っておりますけれども、基本的には大きな変更ではなくて、こういう方向でいくと。

いかがでしょうか。この方向でよろしいでしょうか。

それでは、案件（1）については、この間継続して審議してきたとおり、今の方向性が確認できたということで。こういったことをもとに、事務局のほうで地域懇談会を開催されると聞いておりますので、そこでのご意見、そこでの方向性を勘案して進めていきたいと思っております。次回は、懇談会ののちにその意見を参考にして進めていきたいと考えております。

それでは続いて、案件（２）「第一中学校区における学校区と地区の境界が一致していない地域について」の審議を行いたいと思います。

この案件については、今回からということで、本日は本格的な審議を行うというよりは、まずは現状やこれまでの経過について理解していければ良いかと思います。

それでは、事務局説明をお願いします。

事務局

はい。案件（２）第一中学校区における学校区と地区の境界が一致していない地域について、ご説明いたします。

本案件については、令和元年7月30日に諮問させていただいておりました「交野市立第一中学校区の学校の在り方について」に関する案件となっています。

「交野市立第一中学校区の学校の在り方について」の諮問内容は、大きく2点で、1点目は、施設一体型小中一貫校の施設整備に関することについて、2点目は、第一中学校区における学校区と地区の境界が一致していない地域についてです。

このうち、1点目の施設一体型小中一貫校の施設整備に関することについては、昨年1月24日に中間答申をいただいております。

そこで、この案件では、諮問内容の2点目、第一中学校区における学校区と地区の境界が一致していない地域ということで、郡津1丁目の一部地域及び私部西5丁目の一部地域の、2つの地域の学校区についての調査・審議をお願いしたいと考えております。

はじめに、郡津1丁目の一部地域についてご説明いたします。学校区と地区の境界が一致していない地域として、この案件でご審議いただきたい郡津1丁目の一部地域は、スライド上の黒丸で囲っている、長宝寺小学校の東側の区域です。こちらの図は、令和4年度までの校区図ですが、令和4年度以降は、交野小学校と長宝寺小学校が統合し、このような学校区となります。また、令和7年度以降、施設一体型小中一貫校開校後は、スライド図のようなオレンジ色の学校区になります。

現在の長宝寺小学校敷地については、令和7年度までは学校用地として活用されますが、その先どう活用されるかは現時点では決まっておらず、また、長宝寺小学校敷地についても第一中学校区となっています。したがって、この案件では、黒丸で示しております、現在の長宝寺小学校敷地も含めた郡津1丁目の一部地域の望ましい学校区について、ご審議いただきたいと考えております。

それでは、当該地域の現状やこれまでの学校区の変遷などについてご説明させていただきます。スライドは先ほど黒丸で示していた地域とその周辺を拡大した図で、参考資料25の上の図と同じものです。オレンジで色付けしております地域が、本案件でご審議いただきたい郡津1丁

目の一部地域です。まずは、この地域の現状について、ご説明いたします。

この地域の現在の学校区は、中学校区が第一中学校区、小学校区は長宝寺小学校区となっています。地区は、郡津区に属しており、郡津区では、このオレンジ色の地域以外はすべて郡津小学校区ですが、この地域のみ長宝寺小学校区となっており、学校区と地区の境界が一致していないという課題があります。次に、この地域の児童生徒数ですが、令和3年3月1日時点で、児童数15人、生徒数7人となっています。

続いて、この地域の学校区の変遷についてご説明いたします。

この地域を含め、現在の郡津区は、昭和43年度に交野小学校から郡津小学校が分離開校してから平成5年度までの間、ずっと郡津小学校区でした。この地域の周辺では平成の初期頃にマンション開発が行われ、平成6年には、この地域のすぐ東側に総戸数240戸のアドリーム交野というマンションが建設され、翌年の平成7年にはこの地域内に総戸数217戸のフルシ交野というマンションが建設されるなど、当時この地域の周辺では、急激な児童生徒数の増加が見込まれていました。また、当時から郡津小学校は児童数が多い一方で、長宝寺小学校は児童数が少なく、1学年1学級となる学年もあったことから、児童生徒数の平準化等を考えて、オレンジで示している郡津1丁目の一部地域については、平成6年度から長宝寺小学校区に校区変更されました。以降、現在に至るまで、この地域の学校区は長宝寺小学校区となっています。

この地域については、平成29年度の学校教育審議会においても委員から、「学校だよりを回覧するときに、同じ郡津に住みながら、一部の地域には長宝寺と一中の分、それ以外には郡津と二中の分というかたちの回覧版を作るなど、違和感を覚えており、郡津地区は全て郡津小学校区というのが良いと思う」とのご意見もありましたので、この地域の望ましい学校区について、あらためてご審議いただきますようお願いいたします。郡津1丁目の一部地域についての説明は以上です。

会長

ありがとうございました。案件の途中ですが、2地域あるということでしたので、ここでいったん切らせていただきたいと思います。

学校区と地区の境界が一致していないということで、諮問の中にもあって、これから審議を始めていくこととなりますが、この丸で囲っている地域は郡津小学校区だったんですけれども、非常に児童数が多くなっていて、そういった中で、長宝寺小学校に校区変更したという経緯が過去にあるということです。

これから施設一体型小中一貫校ができて、学校が再編されていきますので、そういった中でもう一度この地域の校区を考えていくということだと思います。今日は、先ほど申し上げましたように、決めてしまうと

ということではございませんので、みなさんからのご意見がございましたら、ご質問等もございましたら出していただきたいと思います。

事務局に少し聞きたいんですけども、これはすぐに変えるということではないですよ。この手前の図では新小学校がすぐ横にあるんですよ。新小学校がいったんここにできて、そのあと現在の交野小学校敷地にいくということなので、この郡津区の一部地域をどうするか、ということなんですけれども、いかがでしょうか。ご意見、ご質問などありましたら。

委員 確認なんですけれども、今該当している子どもたちは長宝寺小学校の前を歩いて郡津小学校に通っているということでしょうか。どういう通学路のパターンなんですか。

事務局 アドリームのところですね。

委員 そうです。

事務局 黒丸で囲っているフルシの近辺にお住まいの方々は郡津区に属しながら長宝寺小学校区ですので、隣の長宝寺小学校に通っています。先ほどの2つのマンションのうち、アドリームの子供たちは、長宝寺小学校区の子供たちの近くを歩いて、長宝寺小学校を歩き過ぎて、郡津小学校に通うという現状になっています。

副会長 今、委員が言われたように、フルシ交野というマンションができて、郡津小学校だと入りきらないということで長宝寺小学校区としたんです。そのときに、フルシ交野の子供たちだけではなくて、その近くの郡津一丁目の子供たちも一緒に長宝寺小学校区になりました。アドリームの方たちは従来どおり郡津小学校に通うことになったんです。長宝寺小学校に通わずに。そうすると、委員がおっしゃったように長宝寺小学校の近くを歩いて郡津小学校に通学しているという実態があるということです。そういう問題について、地域からなぜそうなったのか、といういろんな疑問や質問があったんでしょうけれども。

委員 変遷はあっても、できれば区の中で、一つの地域の中で同じ学校に通ってもらっていたら、校区福祉だよりも今だったら1丁目だけは違うというようなことになっているということで、星田だと4小学校区になっているので、校区福祉委員会だよりも他の3校分もみんな回覧したりしています。地区からいうと、何かの機会と一緒にいる方がいいと思うんですけども。今のような説明のつくような状況になって、過渡期に

については長宝寺小学校があったけれども、今度長宝寺小学校から施設一体型小中一貫校に通うのに、わざわざ遠いところに通わなくても、郡津だったら郡津の中で地域一体のコミュニティになる方が、今の現在の方向性だったら一緒になった方がいいと思うんですけども。星田の場合でも7丁目と9丁目がそれぞれ違う、旭小学校と妙見坂小学校で、今住宅開発で一番子どもが増えているところが星田小学校区ではないので、星田小学校だけが、児童が増減したり。旧の街並みが多いので、増えてくることはないんですけども。ですから、今のその案で行くと、将来のことを考えると、地区をあわせる時に、校区もあわせていただいたら、区を預かっている者としては一番わかりやすいです。

委員 フルシは賃貸か分譲マンションかどうなのかと思って。まだまだ小さい子どもさんがおられて、通わないといけないお子さんがかわるがわる来られるのかどうなのかと思って。

事務局 分譲マンションです。

委員 そうすると、それほどたくさん子どもたちが入れ代わり立ち代わりするわけではないということですよ。

会長 さっきの児童数を見せてください。15人くらいですね。

事務局 平成7年に建てて20数年経ってきていますので、その時に入ってきた子どもたちはある程度大人になってきているくらいです。

委員 多少の入替はあって、常に幼児さんとかが入る可能性はあるのはあるんですけども。

会長 ということは、だいぶ減っているということですね。

副会長 市子ども会連絡協議会の組織は地域割ですから、長宝寺小学校区であろうがなんであろうが、郡津子ども会でひとつなんです。ところが、小学校が違うものですから、一緒にお祭かなんかでお神輿を担ぐときにも、あの子のことは知らない、あの子は向こうの子でしょう、ということが大きな問題があって、結局子ども会の運営が難しくなってしまったということがありました。子どもにとって、保護者さんにとっては地域での子どもたちのコミュニケーションが分断されているということが問題であって、現在は子ども会のやりとりが難しいと聞いています。

会長 どうでしょうか。要するに、郡津一丁目の部分を郡津小学校に戻していくのか、それとも、これまでどおり、新しい学校の校区にしていくか、という部分の判断になるんですけども。いずれにせよ、子どもが現在通っているの、いつからこちら、というような機械的なことは今まで議論してきた中で、柔軟に。今いる子どもたちやそのきょうだいたちぐらひは柔軟に対応していかないといけないのではないかなと思うんですけども、原則どちらということ、我々が考えるのが望ましいということになる感じですね。

委員 今、小学校区単位で地域福祉などをやっているの、活動計画もそれぞれの校区によってアクションが違うんです。ですから、同じ地域を預かっていても、こちらは違う、というようなことになっているので。一つになれば交わりもあるということで、区から言うと、一緒が一番いいな、という印象はあります。

会長 委員からすると、郡津一丁目の地域は郡津小学校区に戻した方がいいということでしょうか。

委員 もし、郡津小学校が児童が入れるようであれば。昔は入らないということ、分かれたけれども、また戻すということもあるんじゃないでしょうか。そんな機会はめったに来ないです。

副会長 郡津区は当然郡津小学校区に戻してほしいという立場のようです。

委員 今でもそうですが、星田区も小学校が3つに分かれていて、住民の人の連携もなく、子どもがやっぱり同じ学校に通っていたら仲間意識でなんかやってやろうか、となります。サロン活動も全然違います。日が違うし、場所も違うし、付き合いがないんです。

会長 今から戻しても大丈夫でしょうか。

委員 今の時点で郡津小学校に入れないということだったらしょうがないですが、星田も7つに分かれているので、開発があった度に区ができていて、それぞれ7人の区長さんがおられて、今日も来ておられますけれども、やっぱり一体になっていたらコミュニティもいいんですけども、それぞれのところで、南星台地区だったら妙見坂小学校に通ったり星田小学校に通ったりとかしているの、まとめる方は苦労しています。

郡津一丁目ということになっているのなら、郡津区の区長からする

と、校区と地区の境界を一致させることを検討する機会だと思われるでしょう。これが、何もないときに一緒にやってほしいということだと難しいんですけども、今だったら長宝寺小学校が統合して新しい学校になるんだったら、元に戻した方がコミュニティはいいかと思います。

結論は出さなくていいですけども、区長の立場から言うと、一緒だったらいいな、ということだと思います。

委員 今我々は動かす側というか。実際今住まわれている方々は、やはり郡津区で活動していく上で、戻りたいというご意思の方が強いんでしょうか。

副会長 強いのではないかと思います。

委員 それであれば、別に戻したらいいのではないかと思います。

委員 戻せるようなら戻した方がいいです。実際その中に入ったものの身になると、区長として区民をまとめるのがものすごく難しいです。特にこの場合は、このままでいけば中学校が分かれてしまうんですよね。だけど、委員がおっしゃったように、区長としては、区が一つのエリアでまとまってほしいということがあります。ですから、私は戻せるものならと後のことを考えたら戻してあげた方がいいと。

南星台は今これよりももっとひどいです。一つの自治会で、星田小学校区と妙見坂小学校区に分かれてしまっているんです。たまたま南星台地区の場合は分かれていても第三中学校に通うようになるけれども、この場合は中学校も違うということになってしまうと、やはり今のうちに戻せるなら戻してあげた方が、先ほど委員がおっしゃったように、余裕があるならば、地元の要請があれば、私は、戻してやるのは今すべきじゃないかな、と思います。

会長 今、かなり具体的に話が進んでいますけれども、今日は結論を出さなくていいということなんですけれども、方向性としては、戻してあげた方が、というご意見が多数ありますね。地域の意見などは。

事務局 おそらく、区の方からすると戻る方がシンプルで分かりやすいことだと思いますけれども、ただ、先ほど言ったように、そこに実際住んでおられる方と、保護者の方ではまた考え方も違うかもしれませんので、そのへんも我々の方で聞き取りなどしたうえで、そういうことも踏まえて最終決めていただくことになるかと思います。

委員 今まで通っていて急に変われと言われると、子どもたちは。友達も変わらないといけないし。

会長 この場合でいくと、第一中学校に通うはずで、みんなと一緒に第一中学校に行こうと言っていたのに、突然第二中学校になったということになると、転校するようなことになってしまうので。今在籍している子どもたちについては、かなり希望を聞いてあげるといふか、配慮してあげないといけないかと思います。原則郡津小学校区で、というようなかたちもあるかと思えますけれども。

副会長 新しい学校に通えると思って期待している人もたくさんおられるかもしれません。

委員 それもあると思います。

会長 令和7年から新しい学校ができるので。

委員 第三中学校区の話をしているときも、星田は区の中で分かれているとかいうような話もあったと思うんですけども、同じだと思うんです。ここも、今区長のお話をお聞きしていると、元々学校があった、なかった、という面もありますけれども、これをきっかけにして戻せばいいと思います。今日は説明ということであれば、今後考えていかないといけないのは、そこに住んでいる方のご意見と、それからもちろん地域の意見も聞かないといけないですけども、この間の人数の動向を含めた課題を、また次の機会にでも説明していただき、今後としては戻す方向で考えたらどうかと思います。その課題をなくしていくということが大事かと思えますので、そのあたりを探っていただいたらありがたいかと思えます。

会長 それでは、今だいたい方向性が出てきましたので、次のもう一カ所に入らせていただいてよろしいでしょうか。
事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい。案件（2）の2つめ、私部西5丁目の一部地域について、ご説明いたします。こちらについても、先ほどの、郡津1丁目の一部地域と同様に、今回は現状をご理解いただく場とさせていただきます。

参考資料26をお手元にご用意いただき、スライドをご覧ください。

この案件でご審議いただきたい私部西5丁目の一部地域は、スライドの黒丸で囲っている地域です。

この地域の学校区は、中学校区が第四中学校区、小学校区が藤が尾小学校区となっています。地区は、私部区に属しており、私部区は、この黒丸で囲っている藤が尾小学校区の私部西5丁目の一部地域以外は、すべて第一中学校区となっていますが、この地域のみ藤が尾小学校となっていることから、学校区と地区の境界が一致していない地域となっています。

スライド左上の、黒丸で示しております地域の拡大図をご覧ください。私部西5丁目は、拡大図の緑で色付けしている地域と緑の点線で囲った地域で、緑の点線で囲った地域は第一中学校区、緑で色付けしている地域は藤が尾小学校区で、この案件でご審議いただきたい地域となっています。

次に、緑で色付けしている私部西5丁目の一部地域の児童生徒数ですが、令和3年3月1日時点で、児童数11人、生徒数11人となっています。

続いて、この地域の学校区の変遷についてご説明いたします。この地域は、平成15年度以前はほとんど住宅のない地域で、当時は交野小学校区でした。しかし、平成15年度に、この地域での住宅開発に係る事前協議が出されたことで、今後この地域にも住宅が増え、小学校に通う子どもも増えるとの見込みから、教育委員会は、この地域の望ましい学校区を定めるため、実地調査を行いました。その結果、通学距離や通学路の安全性を考えると、当時交野小学校区だったこの地域の学校区を、藤が尾小学校区へ校区変更することが望ましいのではないかと考えに至り、学校教育審議会へ諮問を行いました。

審議会では、この地域から交野小学校までの通学ルートを2パターン検証しましたが、いずれのルートも通学距離が約2kmから2.5kmとなり、低学年児童の身体的負担等を考えた結果、交野小学校よりも近い位置にあった藤が尾小学校への通学の方が、通学距離が短く、かつ通学路が比較的安全であるという理由などから、当該地域は藤が尾小学校区とすることが望ましいとの答申をいただきました。

このような経緯で、私部西5丁目のうち第二京阪道路南側部分の地域については、平成16年度に交野小学校区から藤が尾小学校区に校区変更され、現在まで藤が尾小学校区となっています。

この地域についても、先ほどの郡津1丁目の一部地域と同様、学校区と地区の境界が一致しない地域として審議することとしておりましたので、あらためてご審議いただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

会長

この点についても、今後審議していくということになるんですけども、ご質問等いかがでしょうか。

委員 この2.1kmというのは、第二京阪ができる前の校区で考えた通学路の距離でしょうか。第二京阪の側道ができていたら、もう少し交野小学校まで近くなっているかと思うんですけども。

会長 側道を使っても、交野小学校まで2kmくらいでしょうか。平成16年度ということで、わりと直近で校区変更したということですね。これは、先程の、地域と学校区の境界を一致させるということになると、第一中学校区に変えていくということですね。当時、藤が尾小学校が比較的近いということになって、平成16年度の学校教育審議会では、こちらの方が安全だということで、校区変更したということですね。

委員 今回、星田北地域から藤が尾小学校に通うことになるので、学校が小規模にならないから元に戻そうということなのか、なぜそこがそういうふうになったのか、ただ通学距離だけのことなのか、具体的にもう少しお聞きしたいです。

 星田北7丁目は星田小学校が近いのに、遠いところに通うということと同じです。通学の安全のことでやってきたのに、距離に重きを置くと、あくまでも審議会で、小学校は2kmを基準としているけれども、将来のことを考えたら、通学の安全が重要なので、遠くてもそちらに通ってもらおうとかたちで論議をしていかないと。近くに学校があるからそちらに通うというようなことでは良くないのでは。

会長 そうですね。距離だけではなく総合的にという。

委員 通学路の安全ですよ。通学距離も遠いし通学の安全も確保しなければいけないということは。区から言うと、戻してもらった方がいいのはいいんですけども、第二京阪で離れているから。

会長 さっきとは条件が違いますね。

委員 逆に区の区域を変えた方がいいかもしれませんね。

 そのへんの、区の境界を意識して本当に校区を決めておられるのかというのが。星田で言うと、星田8丁目と7丁目が、旭小学校から星田小学校に変わったいきさつとかいろいろあって、子どもは旭小学校けれども、孫は星田小学校に通っているというようなかたちになっていて。区の境を中心にいろいろ考えてくれているのかということと、学校の児童生徒数でいっているのか、というのが、区を預かって初めてわかりましたけれども、わかれているというのはものすごくやりにくいところがあ

ります。消防などの府の施設も、私部区と書いたものが設置されているのと一緒に、区も私部区に入っておられると思うんですけども、コミュニケーションだけが離れているということです。今言っているように、中学校区も異なるということになるので、住んでおられる方の意向が大事になると思います。

事務局

ここは先ほどの郡津1丁目とはだいぶ条件が違ってくると思っ
ていまして、住宅地の中で区の境界があるんですけども、一団の住宅開
発がされたところなんです。同じような家のつくりになっているん
ですけども、住居表示上はここに境があるというようなかたちになっ
ています。そういうところも、先ほどの郡津1丁目とは状況が違うの
かと思えます。

委員

写真で見るとは、確かに住宅地が続いているんですけども、前に、
第一中学校区の検討をするときに言わせていただいたんですけども、
ここは本当につながっていて、一団の住宅地で、本来はなぜ星田区
じゃなかったのか、というような感じで。第二京阪が通る前も、道
みたいなのがあったはずなんです。

委員

用水路かなんかがあったんです。

委員

それなのに、なぜそこだけが私部西なのかな、という、そもそも
そこが疑問です。

会長

位置的な経緯は地域でいろいろあってなかなか難しいですよ。

事務局

昔からの星田と私部という頃からの境界がおそらくあそこになっ
ていたということだと思います。ただ、住宅開発というのは、その
区域に合わせてしない場合がありますので、その時に私部と星田の
区域を引き直すというのは基本的にはなかなか難しいところあり
ます。

会長

この課題も、ひょっとすると先ほどとは少しスタンスが変わる
かもしれない、という雰囲気でも聞かせていただきましたけれども、
次回以降方向性を出していかないといけないので。今日はこうい
う課題があるということ認識していただければ。

もう一点、その他で大きな課題があるとのことなので、移ら
せていただいてよろしいでしょうか。事務局どうぞ。

はい。学校の適正規模についてです。

本題に入る前に、今回の話と関わる場所ですので、学校種別と施設形態について、あらためて簡単にご説明させていただきます。

事務局では、学校適正配置に関する資料やこれまでの説明の中で、小中一貫教育実践校をという語句を使用してきましたが、これは、スライド右上に記載のとおり、小中一貫教育を実践する学校という意味で使っており、一般的に言う小中一貫校と同じ意味の語句とご理解いただきたいと思いますが、そもそも、小中一貫校という語句は、学校種別や施設の形態を表す語句ではなく、単に小中一貫教育を実施している学校という意味で使用しています。そのため、小中一貫校と言っても、全国の先進校でも学校種別や施設形態は様々に異なります。

例えば、令和7年度までに第一中学校区で開校予定の小中一貫校については、施設形態がスライド右側の緑の枠で囲っている「施設一体型」となります。これは、小学校と中学校の学校施設が同じ敷地内の同じ建物内にある形態のことで、他の施設形態としては、スライド青で囲っている小学校と中学校が別々の敷地にある「施設分離型」、スライド赤で囲っている小学校と中学校の建物や敷地がすぐ隣にある「施設隣接型」があります。本市の学校は、現在はすべて、小学校と中学校が別々の敷地にありますので「施設分離型」となっています。

また、義務教育期間9年間の学校種別については、スライド下部に記載のとおり、小学校6年間と中学校3年間という「①」のパターンか、義務教育9年間を一つの学校で学ぶ義務教育学校の「②」のパターンの2つとなっています。本市の学校は、現在すべて小学校と中学校の「①」のパターンとなっています。

また、「②」の義務教育学校という学校種別については、平成28年度に法改正があり新たに設置された学校種別で、義務教育9年間でひとつの教職員組織であることなどの特徴があります。この学校種別については、平成28年度にできたばかりですが、全国的に義務教育学校の設置数は増加傾向にあり、本市の第一中学校区に設置予定の小中一貫校の学校種別も、この義務教育学校となります。

一方で、本日の案件1では、第三中学校区の学校適正配置として、第三中学校敷地に小中一貫教育実践校を設置する小中学校統合案(11)が望ましいとの方向性を、現時点で取りまとめていただきました。小中学校統合案(11)で設置する学校については、隣接地の活用に関するご意見もありましたが、同一敷地にて小学校と中学校を統合することから、学校の施設形態としては、小学校と中学校が同一建物にある「施設一体型」又は小学校と中学校が隣接する位置にある「施設隣接型」のどちらかになると考えられます。

このように、現時点ではございますが、第三中学校区にて小中学校統

合案（11）が望ましいと取りまとめていただきましたように、今後、将来的な学校規模や子どもたちの教育環境などを考えると、市内の他の中学校区でも、施設分離型以外の小中一貫教育実践校や義務教育学校を検討していくことになる可能性はあると考えています。

また、第三中学校区における3小1中の統合時期については、統合後の小中一貫教育実践校が適正な学校規模になるような時期が望ましいだろう、ということを取りまとめていただきました。このように学校の適正規模は、統合の時期を考える上でも、重要な要因となっておりますことから、施設形態や学校種別の違いを整理したうえで、学校教育審議会の適正規模についての考え方をお聞かせいただきたいと考えております。

そこで、すでにご存じの方も多いかとは思いますが、国や本市における学校規模の考え方について、あらためてご説明させていただきます。

まず、国の考え方についてです。文部科学省では、学校教育法施行規則において、学校における学級数の標準規模として、小学校、中学校ともに12学級以上18学級以下、義務教育学校では18学級以上27学級以下と示しております。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではないとされていることから、本市も含めて全国の様々な自治体で、各地の状況に応じた適正規模を定めている自治体もあります。また、国の標準規模の考え方は、スライド上部にお示ししている小学校・中学校・義務教育学校のみ示されており、先ほど説明しましたような「施設一体型」や「施設分離型」などの施設形態によって、標準規模が別に定められているということはありません。

続いて、本市における適正規模の考え方について、ご説明いたします。本市では、平成28年度に市立小中学校の望ましい学校規模を定めた「交野市学校規模適正化基本方針」を策定しました。その中では、市立小中学校の適正な学校規模について、小学校は12学級以上24学級以下、中学校は9学級以上18学級以下と定めておりますが、義務教育学校の適正規模や、「施設一体型」「施設分離型」など施設形態別の適正規模については定めておりません。一方、先日の本市教育委員会では、第一中学校区で設置を進めている義務教育学校、施設一体型小中一貫校の適正規模については、小学校部分は基本方針で定められている小学校の適正規模を、中学校部分は中学校の適正規模を準用するのが合理的であるということで、取りまとめております。

この考え方を準用しますと、小中学校統合案（11）に記載の、第三中学校敷地に設置する小中一貫教育実践校の適正な学校規模については、小学校部分は12学級以上24学級以下、1学年あたり2～4学級、中学校部分は9学級以上18学級以下、1学年あたり3～6学級ということになります。

学校教育審議会において、これまで施設形態別に小中一貫教育実践校や義務教育学校の適正規模について、ご審議いただいておりますが、現時点で第三中学校区の学校適正配置として、小中学校統合案（11）が望ましいとの方向性を取りまとめいただいておりますように、今後第一中学校区以外の学校区でも、施設分離型以外の小中一貫教育実践校や義務教育学校を検討することになる可能性もありますので、あらためて、それらの適正規模の考え方について、お聞かせいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

会長

ありがとうございました。

小中一貫校のパターンにはいろいろあって、学校規模の関係がスムーズにつながってなくて、国の考え方と市の考え方少し違うところがありましたね。国の基準というのは、そのまま各地域にはあてはまらないので、いくら小規模でも維持するんだという過疎の地域など、小規模でも維持しているところはありますし、それは方針によって全然違うんですけども、だいたいこのくらいが適正規模ではないでしょうか、というのがこの標準にあたります。

小中一貫校だからといって、適正規模が別にあるわけではないんです。交野市は2～4学級というところでやってきているというのが違いますね。今のお話では、学校規模について視野に入れて考えてほしいということだったと思います。今日ここで今すぐこれが適正規模だ、という議論をするわけではないんですけども。次回以降この話がでてくるかもしれませんが。教育委員会の中では、学校規模適正化基本方針で定めた学校規模で考えていきましょう、という方向性ですね。

何かご質問などありましたら。

委員

何を論点にしていったらいいのかがわかりません。施設一体型かどうかということを検討するのか、適正規模のことを考えていくのか、どこを絞って考えていくか。

会長

適正規模はこうじゃないか、ということを我々で議論するということです。

委員

施設一体型では学級数が定めより多くなるからということですか。

会長

施設一体型の学校規模の検討を進めるのでしょうか。

委員

小学校と中学校の学校規模については論議してきて、一定の規模とい

うのを設けていると思うんです。ただし、小中一貫校の適正規模は論議されてきたのでしょうか。少し会議に出席していない間に論議があったのでしょうか。

事務局

この学校教育審議会の中では、施設一体型小中一貫校などの学校規模については論議はしていません。国の方も、義務教育学校については一定の標準規模を定めてはいるんですけども、実際には施設一体型など、小中一貫校については定めていないんです。それは、おそらく、学校種が小学校と中学校と義務教育学校ということなので、それに即して定めていると思うんです。今、第一中学校区では施設一体型小中一貫校をつくっていますけれども、例えば、やはり教員なんかは小学校と中学校という枠の中で配置されますので、例えば中学校であれば教科担任制なので、一定の規模がないと教科担任が揃わないというところがございます。そういう観点から、教育委員会の会議の中では、一定、小学校と中学校を準用することが合理的ですよ、というような進め方をさせていただいています。

委員

ちなみに、義務教育学校というのは、小中一貫校と何か違うのでしょうか。

事務局

小中一貫教育をすることは間違いないんですけども、かたちとすれば分離型でも義務教育学校は可能です。

委員

近いところにあるからですか。

委員

カリキュラムを揃えたら分離型でもできますよね、実践はしていますよ、ということですね。

事務局

例えば、京都なんかですと、小学校5年生までは小学校に通って、6年生は中学校に通うというような義務教育学校の位置づけをされています。

会長

施設は、結構物理的なところで縛りがいろいろあります。昔はかなりの大規模校などもあったんですけども、一定の規模が最近では教育条件としてもあって。

委員

小学校がいくつもあって、一つの中学校に通うという場合は施設分離型ということになって、小学校1校、中学校1校でカリキュラムがつながっていたら義務教育学校ということではないのでしょうか。小学校が

2校あっても同じことを各小学校でやっけていて、中学校1校に通うことになったら義務教育学校ということにはならないのでしょうか。

事務局 制度としては可能かと思います。

委員 小学校2校では、教えていることがバラバラだと思いますが。

会長 施設一体型になると、ほんとに一つの学校としてできるので、小中一貫教育だけを見れば一番やりやすいんですけども、先程の京都の例でも、物理的にそういうことができない、場所がない、というときに、一部だけ、6年生だけ一緒にしているところとか、小学校と中学校が隣接しているような中で、別々の学校だけでも小中一貫教育をやっているというところもあります。施設の的には本当にいろんなパターンがあります。

委員 教育委員会はどのように考えているんですか。

事務局 今の考え方でしたら、第一中学校区については施設一体型小中一貫校になるので、やはり9年間を通して校長は1人で、9年間を通したカリキュラムを組むのがいいということで、第一中学校区については、施設一体型小中一貫校になることに合わせて義務教育学校に移行しようとしています。ただ、他の校区については、現段階では学校がバラバラだし実際に進めることは難しいところもありますので、今のところは、通常の小学校・中学校で考えています。

委員 我々で審議する問題でしょうか。今聞いたらなるほど、と思うんですけども。4つの中学校区が全部同じ体形というかたちにはできないわけですから、例えば第三中学校区は、第三中学校区の中に3小学校を1校にしてしまうので、義務教育学校にはできるということですよ。

会長 どういうかたちにするかは別として、学校の規模はどのあたりまで許容できるかということは今後検討していくということです。

第一中学校区は施設一体型で、第三中学校区は施設隣接型か施設一体型で、第四中学校区は施設分離型ですよ。その方向で議論してきました。ただ、学校の規模という点では、我々も教育委員会と同じように考えることがいいのでしょうか、ということ一度きちんと確認しておきましょうか、ということになると思うんです。教育委員会はそのように考えている、と表明していただきましたので、この審議会も同じ意見かどうか、ということを考えてくのかと。この審議会としては違う規模を

よしとするのか、これまでの交野市の小中学校で定めている学校規模を同じように考えていくかという話が今後出てくるのかと思います。

委員

義務教育学校になって小中一貫になって連携しやすくなるというのはすごくいいと思うんです。でも、交野の中で、義務教育学校はそうやって小中一貫になっているから連携しやすいし、校長先生も一人ですごくいいですよ、となっても、他の学校がそうではない学校がまだまだたくさんなる中で、格差が生まれてくるというのは交野の中ではどうなんだろうな、とも思います。義務教育学校がそうしているのであれば、同じように、施設分離型であっても、連携して先生たちも子どもたちも行き来できるような状態にしてもらわないと、やっぱり格差が生まれてそっちの方がいいな、ということにならいいかな、と。

委員

先ほどの説明を聞いたらそういうことも思われるかもしれないですけども、教育委員会の肩を持つわけでもないんですけども。それをするために、少し前から小中一貫教育を現場で進めておられるので、連携も10年以上前からとってされていて。もちろん離れているのと同じ施設では少し物理的に違うこともあるでしょうけれども、離れている場合は離れているよさも考えながらされているので、そこで差ができてくることはなくそうとされていると、交野の現場でも努力されていると思いますし、ノウハウも今積み上げておられる状況だと思います。ですから、国の学級数の標準の義務教育学校の18から27学級というあたりが交野では定められていないので、そのあたりをもう一度どう考えるか、ということですよ。ここでいえば最低12学級というかたちになっているので、義務教育学校になったら単純に合計した下限の数字をとっているわけではないので。18学級というように。そんな、違う数字になっているのを、交野市では先ほど4学級になっているように違っているので、でも、そういうかたちのものが出てきているので、そうしたら、ここで言うところの18学級から27学級というあたりを交野市ではどう考えていくのか、ということも考えていく必要があるのではないかと、ということだと思います。

委員

小学校が2校あわさって中学校になるというような考え方だと、学級数は確かに多くなるということですよ。1学年当たりの学級数というのは、小学校が3学級で6年間ということだと、その子たちが中学校にあがったら3学級ということになりますよね。小中一貫校であれば。その場合、義務教育学校は全体の9学年で何学級になるか、ということを考えればいいわけですね。

事務局

国は今 35 人学級を6年生までするという事で動き出しましたけれども、学校規模適正化基本方針をつくったときには、国としては1年生だけが35人以下学級で、あとは40人学級という前提で学級数の標準がつくられているんです。ですから、40人がそのまま中学校に行っても、3学級は3学級になります。そこが交野と違うところで、交野の適正規模はそもそも35人学級を6年生まで、という前提でつくっているというのがあります。

それから、通学距離なんかも、国が示しているのは小学校で4kmまで、中学校で6kmまでです。交野の場合は、小学校で2kmまで、中学校で3kmまで、としていますので、そのあたりは地域の実情にあわせて考えていくことが大切なのかな、と思っています。

会長

次回以降、このあたりの議論というか確認したいということかと思うんですけども、なかなか決めてそれでいけるものではないと思います。それでは、今回のとりまとめについては次回以降ということで。先ほどの2点は宿題というように考えていただければ、と思います。

委員

ちなみに中学校は何人なんですか。

事務局

40人です。

委員

中学校は交野も40人なんですね。

会長

小学校は交野は進んでいますから、学級数は一緒でも人数は少ないということになります。

委員

審議会に出席できていないことがあって、今日出席すると、すごく論議が前に進んでいると感じました。第三・第四中学校区について、ここまで踏み込んでいる話になっているんだな、ということが私の実感にはない感じがします。わたしの実感は、9月の審議会の時に、第三・第四中学校区の論議を進めていくことにあたって、第一中学校区で小中一貫校を推進していくときに、施設一体型でやるにしても、あるいは施設分離型でやるにしても、ヒトもモノも予算も第一中学校区の小中一貫校に投資して、他の中学校区から、ああいう学校だったらこの中学校区にもつくってほしいと言われるような学校にしてほしい、ということをお願いしたと思います。第三・第四中学校区ですでに論議がされているので、よけいにそのことにこだわっているんですけども、第一中学校区が、本当に今現在みんなが賛同を得るようなかたちで話が進んでいるのか、私は疑問なんです。論議を蒸し返してもとに戻すなんてことは考え

ていませんし、感想ですが、やっぱりそのことも考えておかないといけないのではないかと思います。これから第三・第四中学校区のことを考える時に、ぜひ考えてほしいな、と思います。

会長

第一中学校区で、しっかりといい学校をつくっていただきたいと思います。それでは、本日はここまでとさせていただきます。以上で、第15回学校教育審議会を閉会いたします。

本日も活発なご議論をいただき、ありがとうございました。